

# 播磨圏域における観光客の人流データ等調査・分析・戦略設計業務委託要求水準書

## 1 業務名

播磨圏域における観光客の人流データ等調査・分析・戦略設計業務（以下「本業務」という。）

## 2 業務の目的

本市が属する播磨圏域連携中枢都市圏\*（以下「播磨圏域」という。）において、播磨圏域広域観光事業を展開しており、播磨圏域内の各市町が広域的に連携し、様々な観光資源を積極的に活用することを目指しているものの、圏域内の観光客の具体的な動態等について把握できておらず、圏域全体での効果的な観光戦略を設計できていないという現状がある。

そこで、将来的な播磨圏域内の観光客等交流人口及び観光消費額の増加に繋げるために、広域観光ルートの設定や播磨圏域内の広域なプロモーション等の観光施策をより効果的に実施していく予定である。本業務はこれらのために必要なデータ取得、当該データの分析、分析を踏まえた観光施策・戦略の方向性を検討することを目的に実施するものである。

### \*播磨圏域連携中枢都市圏

姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の8市8町をいう。

## 3 業務の概要

本業務は播磨圏域内の観光客の人流、消費に関するデータに加え、観光客の動態を把握するために必要なデータを取得し、当該データを適切に分析することにより、観光客の動態を踏まえた今後の播磨圏域内の観光施策・戦略の方向性を定めるものである。

## 4 契約期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

## 5 業務内容

### (1) 人流・消費データ等の取得・分析

播磨圏域内の各市町が有する観光資源の魅力と課題を把握し、今後の観光戦略を設計するために必要な人流・消費データ等の取得・分析を行うこと。

#### (ア) 対象期間

人流データ、消費データについては、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客減少や特異な傾向などが落ち着いた令和6年1月1日以降の連続した12か月以上のデータを取得すること。

#### (イ) 人流データの取得

スマートフォンの位置情報やその他本業務の目的達成に適した方法により、観光客の人流データを取得する。場所・エリア（観光施設、宿泊施設、交通機関の駅等）については、播磨圏域の市町ごとに2か所以上設定し、その中から本市と協議の上、決定する。

取得する人流データについては次の項目を必須とし、適宜、本業務の目的達成のため有効と

なる項目を追加すること。

- ・属性（国内観光客）… 性別、年代、居住地別
- ・属性（訪日外国人観光客）… 国籍又は地域別
- ・月別
- ・時間帯別
- ・宿泊状況
- ・周遊状況（圏域内外や他都市訪問状況 等）

なお、データ取得のために機材等を設置する場合の費用は、本業務に含めるものとする。

(ウ) 消費データの取得

クレジットカードによる決済等のキャッシュレス決済のデータ等を活用し、播磨圏域全体、市町ごとに観光客の消費動態を把握できる消費データを取得すること。

取得する消費データについては次の項目を必須とし、適宜、本業務の目的達成のため有効となる項目を追加すること。

- ・属性（国内観光客）… 性別、年代、居住地別
- ・属性（訪日外国人観光客）… 国籍又は地域別
- ・月別
- ・時間帯別
- ・消費額及び業種

なお、データ取得のために機材等を設置する場合の費用は、本業務に含めるものとする。

(エ) 実態把握、観光戦略設計に必要なその他のデータ等の取得

人流データ、消費データの取得に加え、取得したデータの分析や戦略設計に効果的なその他のデータ等を取得する。人流データ及び消費データと組み合わせて複合的に分析することで、播磨圏域における観光客の実態把握に繋がるデータ等を取得すること。

なお、データ等の取得のために機材等を設置する場合の費用は、本業務に含めるものとする。

(オ) 分析

播磨圏域全体、市町ごと、観光施設ごとの観光客を集計し、属性分析、周遊分析、来訪地分析、発地分析、消費実態等について、本業務で取得したデータ及び観光庁や兵庫県、播磨圏域内の各市町等が公表している統計情報等を活用し、播磨圏域における具体的な観光戦略の設計に繋げることのできる総合的な分析を行いレポートを作成すること。

また、播磨圏域の自治体、観光協会、観光事業者等が、本分析を効果的に活用できる手段（簡易的な DMP の構築や分析レポートの共有、説明会の実施など手段は問わない）を提供すること。なお、提供する内容によっては、追加でマニュアル等の成果物の提出を求める場合があるが、その場合も第 6 項第 1 号に定める分析レポートの納品期限と同様とする。

※DMP：「Data Management Platform（データ・マネジメント・プラットフォーム）」の略で、複数のデータを一元的に管理するプラットフォームのことを指す。

(2) 戦略設計

分析により把握した播磨圏域の観光客の動態や特徴等を踏まえ、播磨圏域全体の観光の現状に対

する令和12年までの5年間の長期的な方向性を示すとともに、播磨圏域で展開する観光施策についての基本方針、観光施策展開にあたってのポイント及び目標値やKPIを含む具体的な戦略を設計し、提案書として提出すること。なお、提案する戦略については、適宜、本業務の目的達成のため有効となる項目を追加すること。

## 6 納品物及び納品期限

納入すべき成果物、及び納品期限は以下のとおりとする。

### (1) 分析レポート

紙媒体及び電子データ（Microsoft Office 2016 で閲覧可能な形式）で各1部  
令和7年12月26日(金)

※DMPを構築する場合は、操作マニュアル等の成果物の提出を求める場合があるが、その場合も分析レポートの納品期限と同様に令和7年12月26日(金)とする。

### (2) 観光戦略提案書

紙媒体及び電子データ（Microsoft Office 2016 で閲覧可能な形式）で各1部  
令和8年2月20日(金)

## 7 その他

- (1) 事業実施にあたっては、事業全体の統括を行う管理責任者を置くこととする。
- (2) 事業実施にあたって、契約書および本要求水準書に定めのない事項や細部の業務内容については、本市と協議して実施するものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに本市に報告し、その指示に従うこと。
- (4) 業務遂行において疑義が生じた場合は、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに本市に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち本市又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって本市に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (8) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。